

国際日本文化研究センター国際標準図書番号取扱要項

〔 令和 3(2021)年 6 月 17 日 制 定
令和 4(2022)年 3 月 17 日 最終改正 〕

(目的)

第 1 条 国際日本文化研究センター（以下、「センター」という。）の国際標準図書番号（以下「ISBN コード」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象)

第 2 条 センターの ISBN コードを記載できる出版物は、センターを発行者とするものに限る。

(付与申請)

第 3 条 出版物に ISBN コードの付与を希望するものは、別に定める申請書に必要書類を添え、情報管理施設長に提出しなければならない。

(申請取下)

第 4 条 付与された ISBN コードが不要となった場合は、別に定める申請書を速やかに情報管理施設長に提出しなければならない。

(管理)

第 5 条 付与された ISBN コードは、申請者が責任をもって管理しなければならない。

(事務)

第 6 条 ISBN コードに係る事務は、情報課において処理する。

附 則

この要項は令和 3（2021）年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要項は令和 4（2022）年 3 月 17 日から施行する。

年 月 日

国際日本文化研究センターISBNコード申請書

国際日本文化研究センター
情報管理施設長 殿

以下のとおり、国際日本文化研究センターISBNコードを申請いたします。

区分※1	<input type="checkbox"/> 新規申請	<input type="checkbox"/> 申請取下
所属		
申請者名		
出版物の情報	編著者名：	
	書名：	
	発行者：	
	巻数：	
	出版予定：	
	発行媒体： 紙 ・ 電子 ・ その他（ ）	
ISBNコード※2		

※1 いずれかにチェックを入れてください。

※2 申請取下の場合のみ記載してください。

ISBN コード新規申請にあたっての注意点

- ISBN コードは、出版物 1 タイトルにのみに記載することができ、1 コードを複数タイトルに記載することはできません。
- 同タイトルで「上下巻」などに分けて発行する場合や、シリーズとして複数巻発行する場合は、巻ごとに申請する必要があります。
- 付与された ISBN コードを、申請した書籍以外の他の出版物に記載・転用することはできません。また、申請者以外の第三者に ISBN コードを貸与または譲渡することはできません。
- 付与された ISBN コードは適切な位置に正確に記載してください。番号違いなど不適切に使用した場合は、正誤表の添付などの手続きが必要になります。ISBN コードの記載ルールの詳細については、日本図書コード管理センターの利用の手引き (<https://isbn.jpo.or.jp/doc/08.pdf>) をご確認ください。
- ISBN コード申請書は、情報課出版編集係にご提出ください。申請書を提出する際、国際日本文化研究センター発行の出版物として承認されたことを示す書類（委員会議事録など）を必ず添付してください。
- ISBN コード申請手続きは、刊行スケジュールを踏まえて、余裕をもって行ってください。

【担当事務】

情報課 出版編集係

Tel: 075-335-2210

E-mail: shuppan@nichibun.ac.jp